

自動継続自由金利型定期預金（M型）〔スーパー定期〕規定（複利型）

1.（自動継続）

- (1) この預金は、通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳または証書記載の利率（継続後の預金については前記1.（2）の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) この預金を定期預金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

①預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|--------------|----------------|
| ア. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| イ. 6か月以上1年未満 | 約定利率×20% |
| ウ. 1年以上2年未満 | 約定利率×30% |
| エ. 2年以上3年未満 | 約定利率×40% |

ただし、イ. からエ. の利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

②預入日の3年後の応当日の翌日から預入日の4年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|--------------|----------------|
| ア. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| イ. 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| ウ. 1年以上2年未満 | 約定利率×20% |
| エ. 2年以上3年未満 | 約定利率×30% |
| オ. 3年以上4年未満 | 約定利率×60% |

ただし、イ. からオ. の利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普

通預金の利率によって計算します。

③預入日の4年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

ア. 6か月未満	解約日における普通預金の利率
イ. 6か月以上1年未満	約定利率×10%
ウ. 1年以上2年未満	約定利率×20%
エ. 2年以上3年未満	約定利率×30%
オ. 3年以上4年未満	約定利率×40%
カ. 4年以上5年未満	約定利率×70%

ただし、イ. からカ. の利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (一部解約)

(1) 複利型としたこの預金については、申出にもとづき元金の一部について解約の取扱い(以下「一部解約」といいます。)をします。

(2) 一部解約をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。この場合、一部解約金額は、1万円以上の金額で指定してください。

(3) 一部解約をする場合、解約金額についての利息は、預入日から一部解約日の前日までの日数および前記2.(3)の預入期間に応じた期限前解約時の利率によって計算し、一部解約金額とともに支払います。

(4) 一部解約後の残りの金額の利息は、預入日から満期日までの日数および残りの金額に適用される預入日の利率によって計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または、満期日に元金に組入れて継続します。

ただし、残りの金額について再度、一部解約をした場合には、一部解約金額について前項により取扱います。

(5) この預金の一部が解約されたときは、その残りの金額について引続き、自動継続の取扱いをします。

※この預金は、本規定のほか「定期預金共通規定」を適用します。

以上

(2020年4月1日 現在)